

岩手県告示第196号

家族旅行村条例（昭和58年岩手県条例第14号）第6条第2項の規定により、岩手県立岩洞湖家族旅行村の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

区 分		単 位	利用料金
テントサイト	宿泊	1日までごとに1区画につき	円 3,300
	一時使用	1区画につき	1,100

備考1 「一時使用」とは、9時から16時までの間の使用をいう。

2 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
シャワー	1回につき	円 100
洗濯機	1回につき	200
乾燥機	1回につき	100
電源設備	1日までごとに1式につき	500

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日